

高知縣市町村総合事務組合賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例施行規則

平成17年2月1日規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、高知縣市町村総合事務組合賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金支給条例（平成17年条例第24号。以下「支給条例」という。）第8条の規定に基づき、賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の支給手続き等に関し必要な事項を定める。

(請求)

第2条 高知縣市町村総合事務組合同約（平成17年高知県指令16高市振第1983号）第3条第1項第4号及び第5号に掲げる事務を共同処理する団体（以下「構成団体」という。）の長は、支給条例第2条及び第4条の該当者が発生した場合は、別記様式第1号による賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金支払請求書をすみやかに管理者に提出するものとする。

2 前項の支払請求書には次の関係書類を添付するものとする。

- (1) 功績調書（所属機関名、職階級、氏名、功労又は事績の概略部内外に与えた影響等）別記様式第2号
- (2) 履歴書
- (3) 災害発生を確認した者の現認書又は事実調査書
- (4) 災害の概要及び現場写真又は見取図
- (5) 住民台帳の謄本、殉職者の場合は戸籍の謄本
- (6) 死亡診断書、障害者は、その程度を明らかにする医師の診断書
- (7) 事実婚の者はその証明書（市町村長又は民生委員証明）
- (8) その他参考となる事項及び資料

(支給等)

第3条 管理者は、構成団体の長から前条に規定する請求書の提出があったときは、すみやかに調査を行い、賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を決定し、構成団体の長に支給するものとする。

2 構成団体の長は組合から支給を受けた場合は、すみやかに当該者又はその遺族に支給するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

高知縣市町村総合事務組合管理者 様

構成団体の長 印

賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金支払請求書

下記の者に対し賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を支給されたく別紙関係書類を添えて請求します。

記

所 属		分団名	
階 級		ふりがな 氏 名	
職 業		生年月日 〈 歳 〉	
任命年月日			
事故発生の日時			
事故発生の場所			
事故発生の状況			
死亡〈障害〉日時			
死亡〈障害〉場所			
死亡〈障害〉 までの経過			
そ の 他			

功 績 調 書

本 籍			
現住所			
	所属名	ふりがな	
	階 級	氏 名	
1 性 行			
2 事 績			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

構成団体の長 印